8　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び次条において「平成二十一年旧法」という。）第六十六条の八第一項に規定する課税対象留保金額（以下この項において「課税対象留保金額」という。）に係る改正法附則第九十条第九項に規定する政令で定める金額は、特定外国子会社等（平成二十一年旧法第六十六条の八第一項に規定する特定外国子会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の課税対象留保金額に、当該特定外国子会社等の当該課税対象留保金額に係る事業年度終了の時における内国法人の有する当該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等（新令第三十九条の十六第二項第一号に規定する請求権勘案保有株式等をいう。次項において同じ。）のうちに当該事業年度終了の時において当該内国法人が新法第六十六条の八第十一項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式等の数（同項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。次項において同じ。）の占める割合を乗じて計算した金額とする。

9　平成二十一年旧法第六十六条の八第一項に規定する課税済留保金額（同条第二項又は第三項の規定により同条第一項に規定する課税済留保金額とみなされたものを含む。以下この項において「課税済留保金額」という。）に係る改正法附則第九十条第九項に規定する政令で定める金額は、特定外国子会社等の課税済留保金額に、当該特定外国子会社等の当該課税済留保金額に係る事業年度終了の時における内国法人の有する当該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等のうちに当該事業年度終了の時において当該内国法人が新法第六十六条の八第十一項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式等の数の占める割合を乗じて計算した金額とする。

10　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に行われる合併に係る新令第三十九条の十九第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二項の表第四項第一号の項	同項第一号	第六十六条の八第五項第一号
	同条第十三項	第六十六条の八第十三項
	合併等前十年内事業年度	合併前十年内事業年度
	合併等前二年内事業年度	合併前二年内事業年度
第十二項の表第四項第二号の項	合併等前十年内事業年度	合併前十年内事業年度
	合併等前二年内事業年度	合併前二年内事業年度
第十二項の表第五項の項	合併等前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度	合併前十年内事業年度
	合併等前二年内事業年度又は分割等前二年内事業年度	合併前二年内事業年度

11　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に行われる分割型分割に係る新令第三十九条の十九第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二項の表第四項第一号の項	同項第一号	同条第五項第二号
	同条第六項第一号	同条第六項第二号
	合併等前十年内事業年度	分割前十年内事業年度
	合併等前二年内事業年度	分割前二年内事業年度
第十二項の表第四項第二号の項	合併等前十年内事業年度	分割前十年内事業年度
	合併等前二年内事業年度	分割前二年内事業年度

第十二項の表第五項の項	合併等前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度	分割前十年内事業年度
	合併等前二年内事業年度又は分割等前二年内事業年度	分割前二年内事業年度
第十二項の表第六項の項の上欄	第六項	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十八号）附則第三十四条第六項の規定により読み替えられた同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「読替え後の旧令」という。）第三十九条の十九第六項
第十二項の表第六項第一号の項	第六項第一号	読替え後の旧令第三十九条の十九第六項第一号
	分割等前十年内事業年度	分割前十年内事業年度
	分割等前二年内事業年度	分割前二年内事業年度（法第六十六条の八第十三項の規定により読み替えられた同条第六項第二号に規定する分割前二年内事業年度をいう。次号において同じ。）
第十二項の表第六項第一号イ及びロの項	第六項第一号イ及びロ	読替え後の旧令第三十九条の十九第六項第一号イ及びロ
第十二項の表第六項第二号の項	第六項第二号	読替え後の旧令第三十九条の十九第六項第二号
	分割等前十年内事業年度	分割前十年内事業年度
	分割等前二年内事業年度	分割前二年内事業年度
第十二項の表第六項第二号イ及びロの項	第六項第二号イ及びロ	読替え後の旧令第三十九条の十九第六項第二号イ及びロ

12　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に行われる分社型分割、現物出資又は事後設立に係る新令第三十九条の十九第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二項の表第四項第三号の項	同号	第六十六条の八第五項第三号
	同条第十三項	第六十六条の八第十三項
	同条第六項第二号	同条第六項第三号
第十二項の表第六項の項の上欄	第六項	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十八号）附則第三十四条第七項の規定により読み替えられた同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「読替え後の旧令」という。）第三十九条の十九第六項